

## 令和2年度特定不妊治療費助成事業のお知らせ

沖縄県では、子どもを望む夫婦の負担軽減を図るため、健康保険の適用外となっている特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）について、治療に要した費用の一部を助成しています。

### 【重要なお知らせ】

令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、時限的に下記助成対象④のとおり年齢要件が緩和されます。

### ■助成の内容

○1回の治療につき上限15万円、また初回申請（通算1回目の申請）に限り上限30万円

※一部治療については1回上限7万5千円となります。

○特定不妊治療の過程で男性不妊治療を実施した場合、上記とは別に上限15万円、初回申請（通算1回目の申請）に限り上限30万円

※男性不妊治療の初回申請30万円の対象は平成31年4月1日以降に治療が開始されたものになります。

### ■助成対象

①治療開始時点で法律上の婚姻をしている夫婦で、医師から特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない又は極めて少ないと診断された者

②令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に指定医療機関において助成対象となる特定不妊治療を終了した者

③夫婦のいずれか一方が沖縄県内（那覇市以外）に住所を有し、夫婦の合計所得が730万円未満である者

④令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳以下である夫婦かつ治療期間初日の妻の年齢が44歳未満の夫婦 ※令和2年度中に終了した治療に限る

### ■指定医療機関

医療法人がじまるの会 ウィメンズクリニック糸数	医療法人海秀会 うえむら病院
医療法人友愛会 豊見城中央病院 産婦人科	琉球大学医学部附属病院 産婦人科
医療法人杏月会 空の森クリニック	医療法人彩の会 やびく産婦人科・小児科

### ■申請窓口 沖縄県八重山保健所 地域保健班 (TEL: 0980-82-3241)

※令和2年度の予算上限に達した場合、年度途中で受付を終了することがありますので、治療を終えたら早めに申請するようお願いいたします。

※助成回数や助成を受ける各種条件、必要書類については、下記の沖縄県ホームページまたは申請窓口までお問い合わせください。

- 沖縄県ホームページ：保健医療部 地域保健課「特定不妊治療費助成制度／不妊に関する相談・支援制度について」

(URL: <http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/chiikihoken/boshi/tokuteihunin.html>)

### 沖縄県不妊専門相談センターのご案内

医師や助産師など専門の相談員が不妊に関するご相談に応じます。

電話相談日時：水・木・金、13:30～16:30 ※年末年始、祝日休み

TEL: 098-888-1176 MAIL: [woman.h@oki-kango.or.jp](mailto:woman.h@oki-kango.or.jp)